

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型
(USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 100億アメリカ合衆国ドル（約1兆945億円）を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成26年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.45円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年8月29日に提出した有価証券届出書(平成26年11月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、および、原届出書の添付書類が追加されましたので、当該書類を添付書類として提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

訂正箇所を下線で示します。

表紙

<訂正前>

代表者の役職氏名 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢

<訂正後>

代表者の役職氏名 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成24年6月26日	信託証書締結
平成24年8月3日	ファンドの運用開始

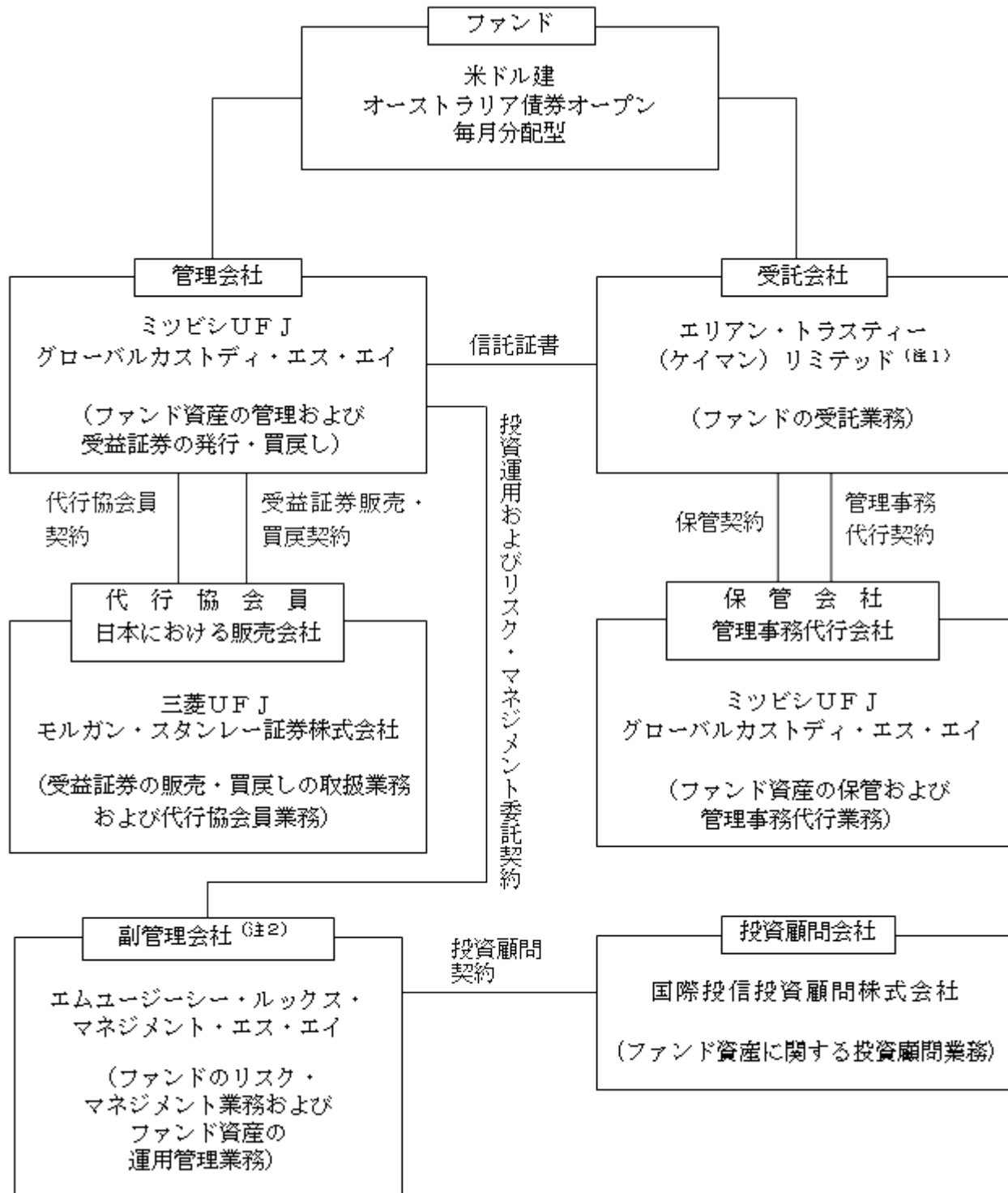
<訂正後>

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成24年6月26日	信託証書締結
平成24年8月3日	ファンドの運用開始
<u>平成27年6月12日</u>	<u>補遺信託証書締結</u>

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



(注1) オジエ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、平成26年9月26日付で、商号をエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドに変更した。

(注2) 平成26年7月18日付で副管理会社が任命された。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

<p>三菱UFJグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)</p>	<p>管理会社 保管会社 管理事務代行会社</p>	<p>平成24年6月26日付で信託証書を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行および買戻しについて規定している。</p> <p>平成24年6月29日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務について規定している。</p> <p>平成24年6月29日付で管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの管理事務代行業務について規定している。</p>
--	-----------------------------------	---

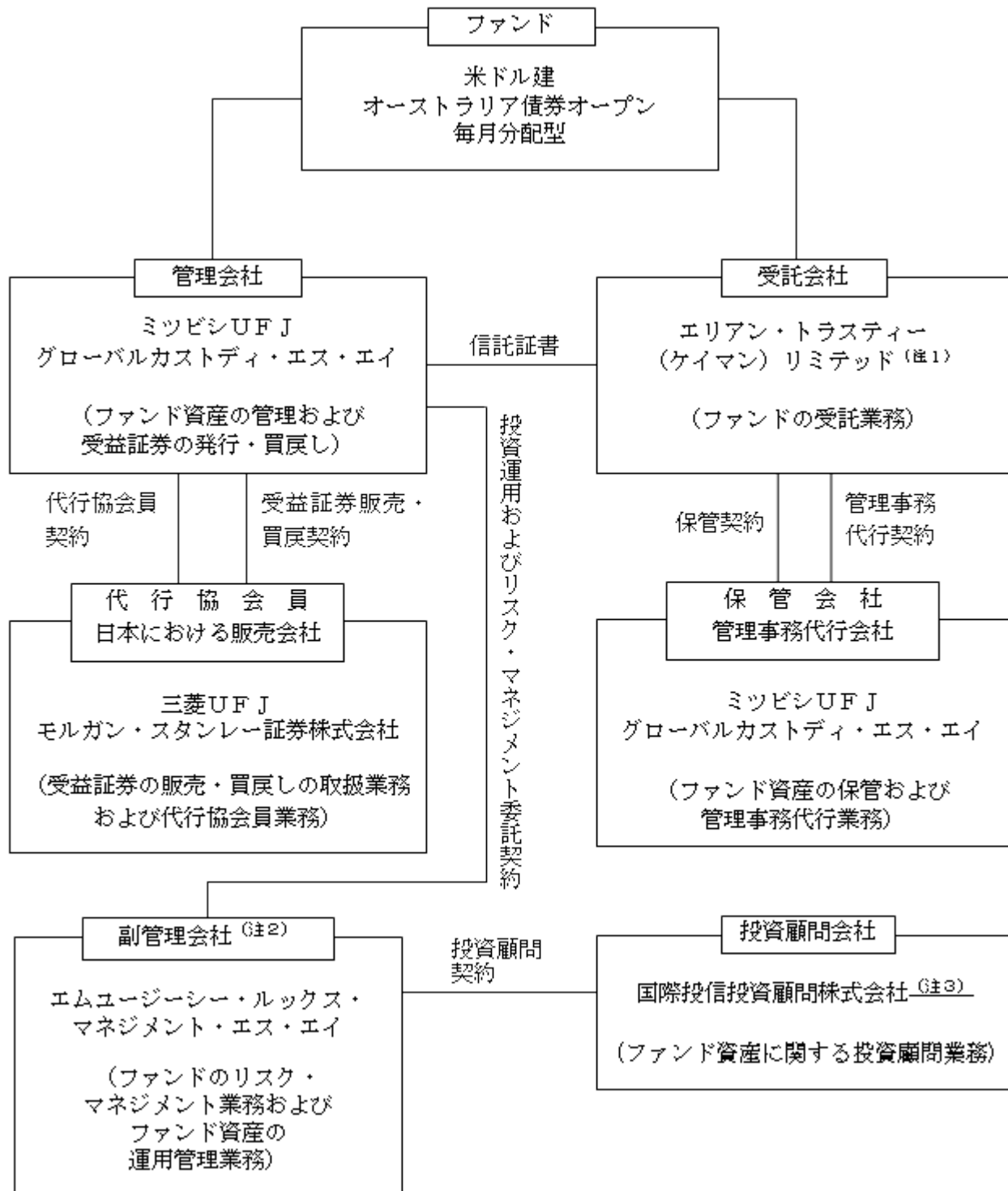
(中略)

<p>三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社</p>	<p>代行協会員 日本における販売会社</p>	<p>平成24年6月27日付で管理会社との間で代行協会員契約(注5)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。</p> <p>平成24年6月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注6)を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。</p>
-----------------------------------	-----------------------------	--

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注1) オジエ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、平成26年9月26日付で、商号をエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドに変更した。

(注2) 平成26年7月18日付で副管理会社が任命された。

(注3) 国際投信投資顧問株式会社は、平成27年7月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社に变更される。三菱UFJ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱UFJ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。以下同じ。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成24年6月26日付で信託証書および平成27年6月12日付で補遺信託証書(以下「信託証書」という。)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行および買戻しについて規定している。 平成24年6月29日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務について規定している。 平成24年6月29日付で管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの管理事務代行業務について規定している。

(中略)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成24年6月27日付で管理会社との間で代行協会員契約(変更済)(注5)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成24年6月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約(注6)を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。
-----------------------	---------------------	---

(後略)

(5) 開示制度の概要

<訂正前>

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(中略)

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社はファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

(中略)

前記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

<訂正後>

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(中略)

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)

に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社はファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ)日本の受益者に対する開示

(中略)

前記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

2 投資方針

(4) 配分方針

<訂正前>

(前略)

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

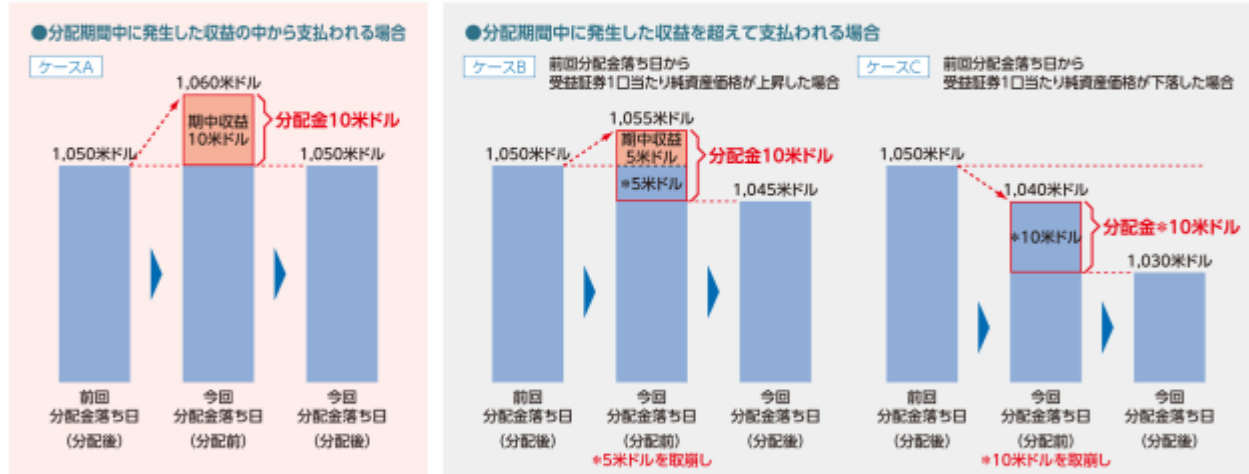
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

※「分配期間」とは、ある分配金落ち日から翌月の分配金落ち日までの期間をいう。

分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係（イメージ）



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われる。

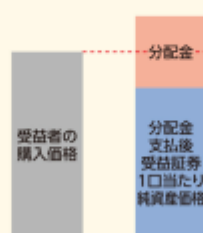
○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次のとおりとなる。

ケースA	: 分配金受取額10米ドル + 今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル =	10米ドル
ケースB	: 分配金受取額10米ドル + 今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル =	5米ドル
ケースC	: 分配金受取額10米ドル + 今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル =	▲10米ドル

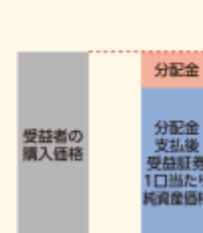
➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額で判断されたい。

受益者による受益証券の購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

< 訂正後 >

(前略)

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※「分配期間」とは、ある分配金落ち日から翌月の分配金落ち日までの期間をいいます。

分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われます。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次のとおりとなります。

ケースA: 分配金受取額10米ドル + 今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル = 10米ドル
ケースB: 分配金受取額10米ドル + 今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル = 5米ドル
ケースC: 分配金受取額10米ドル + 今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル = ▲10米ドル

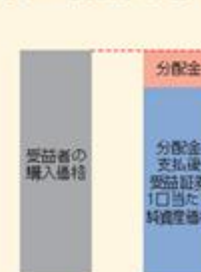
➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者による受益証券の購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。受益証券購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

< 訂正前 >

(前略)

(3) 役員および従業員の状況

(本書の日付現在)

氏名	役職名	略歴	
磯村 尚賢	マネージング・ ディレクター	昭和63年 平成25年	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・ マネージング・ ディレクター	昭和63年 平成26年3月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行

< 訂正後 >

(前略)

(3) 役員および従業員の状況

(平成27年6月30日現在)

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ ディレクター	昭和62年4月 平成27年6月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・ マネージング・ ディレクター	昭和63年4月 平成26年3月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(4) 国際投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

資本金の額

平成26年6月末日現在、26億8,000万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) 国際投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)(注1)

資本金の額

平成26年6月末日現在、26億8,000万円(注2)

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(注1) 国際投信投資顧問株式会社は、平成27年7月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社に变更される。三菱UFJ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱UFJ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。

(注2) 三菱UFJ投信株式会社の資本金の額は、平成27年4月30日現在、20億円である。

(後略)